



地域包括支援センターだより



今回は「高齢者虐待の発生防止と早期発見」に関する記事を掲載しています。

高齢者虐待ってな～に？



岡山市地域包括支援センター
キャラクター ほうほう

「高齢者虐待防止法」では高齢者（65歳以上の人）に対する家族などの養護者または要介護施設従事者などによる次のような行為を**高齢者虐待**と定義しています。

身体的虐待

- ・たたく、つねる、蹴る
- ・ベッドに縛り付けたり、意図的に薬を過剰に与える など



心理的虐待

- ・怒鳴る、ののしる、無視する
- ・排泄などの失敗に対し高齢者に恥をかかせる など

介護・世話の放棄・放任

- ・空腹、脱水、栄養失調の状態のままにする
- ・必要な医療や介護サービスの利用を制限する など



経済的虐待

- ・生活費を渡さない
- ・年金や貯金を本人の意思や利益に反して使用する など

性的虐待

- ・懲罰的に下半身を裸にして放置する
- ・わいせつな行為をしたり、強要する など

虐待を受けている高齢者や認知症等の介護に疲れた家族の
「サイン」を見逃さないことが虐待を防ぐ第一歩です。



裏へ続きます →